県制度融資の新型インフルエンザへの対応について

国では5月26日に新型インフルエンザ対策として、緊急保証の認定要件を緩和することを公表しました。

具体的には、特定中小企業者の認定(信用保険法第2条第4項第5号)について、新型インフルエンザによる影響を受けている事業者は、直近3か月平均の売上減データがなくとも、影響が推測できる一定の場合には利用可能とする新たな要件が付け加えられました。(6月5日から適用開始)

これにより、県制度融資のセーフティネット資金(市町村認定5号)についても融資対象者が拡大することになります。

【6月5日以降の対象中小企業者】

中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく特定中小企業者の変更

- イ 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比3% 以上減少している中小企業者
- ロ 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の 仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
- ハ 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間(算出困難な場合は直近決算期) の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比3%以上減少している中小企業者

(新規追加)

- 二 指定業種に属する事業を行っており、新型インフルエンザによる影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月比3%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比3%以上減少することが見込まれる中小企業者
- ※詳細については中小企業庁ホームページ(下記)を参照してください。

(http:www.chusho.meti.go.jp/index.html)

※関連サイト:千葉県の中小企業者向け融資制度について

(http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_keishi/seido-index.html)